（併せて受けることができる二以上の年金である給付に加算額等がある場合における厚生年金相当額）

第二条の七の三　公務障害年金の受給権者が二以上の法第九十八条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合において、これらの年金である給付が第二条の七第一項に規定する老齢加算額等又は同条第二項に規定する加給年金額（以下この号において「年金加算額等」という。）が支給されるものであるときは、これらの年金である給付の合計額は、年金加算額等（これらの年金である給付が令第二十五条の十一第二号、第五号、第八号から第十号まで又は第十二号に該当する場合にあつては、当該年金加算額等と前条第一項から第三項まで（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する老齢基礎年金相当額、障害基礎年金相当額又は遺族基礎年金相当額との合計額）を当該これらの年金である給付の額の合計額から除いた額に相当する額とする。

2　前項の規定は、公務遺族年金の受給権者が法第百四条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合について準用する。

第二条の八中「（法第百十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二条の十の見出しを「（法附則第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める職員等）」に改め、同条第一項中「第十四条の二に規定する」を「第十四条の二第一項に規定する職務内容の特殊な職員で」に、「又は」を「若しくは」に改め、「該当する職員」の下に「又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。次項において「緊急援助法」という。）第二条各号に掲げる活動に従事する職員及び国の職員（法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。）」を加え、同条第二項中「第十四条の二に規定する総務省令で定める職務」を「第十四条の二第一項に規定する犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるもの」に、「又は」を「若しくは」に改め、「掲げる職務」の下に「又は緊急援助法第二条各号に掲げる活動」を加え、同条第三項を削る。

第四条第一項第一号中「標準給与」を「標準報酬等合計額」に、「第二十九条第一項」を「第十八条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第五条第二項第三号の六中「。以下「五十一年法律第五十一号」という。」を削る。

第五条の二中「。第五条の十第五号において「二十六年法律第八十七号」という。」を削る。

第五条の八から第五条の十五までを削り、第五条の十六を第五条の八とする。

第五条の十七を削る。

第六条第二項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第十一条の二中「及び都市職員共済組合」の下に「（以下「指定都市職員共済組合等」という。）」を加える。

第十一条の三第一項中「、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「等」に改め、同条第三項中「第六条第一項第八号」を「第六条第一項第九号」に改める。

第十一条の三の二　削除

第十一条の三の三各号を次のように改める。

一　厚生年金保険法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査を行うこと。

二　厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する標準報酬改定請求を行うために必要な情報の提供の請求の受理及び当該情報を提供すること。

三　厚生年金保険法第七十八条の五に規定する必要な資料を提供すること。

四　厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の改定又は決定に係る請求の受理及びその請求に係る事実についての審査を行うこと。

五　平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項各号に規定する退職一時金及びその給付に係る利子に相当する額の返還を請求し、若しくはこれを受け、又はその額に相当する金額を厚生年金保険給付から控除することにより返還する旨の申出を受けること。

六　法第百四十四条の二十五の二及び厚生年金保険法第百条の二の規定に係る資料を作成すること。

七　国民年金法第百八条第一項及び第二項並びに同法附則第八条に規定する資料を作成すること。

八　施行規程第九十一条の三第一項に規定するみなし組合員原票を備え、必要な事項を記載して整理すること。

九　施行規程第九十一条の五第一項に規定する被扶養配偶者みなし組合員原票を備え、必要な事項を記載して整理すること。

十　施行規程第四章第一節及び第三節に規定する請求書、申請書、申出書又は届書の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うこと。

十一　施行規程第百二十一条第二項、第百二十二条、第百五十五条第一項及び第百五十六条第二項の規定に基づき年金証書を交付すること。

十二　法による長期給付（第五号に規定する退職一時金を除く。）の過誤払いの返還を請求し、若しくはこれを受け、又は法による年金である給付から控除することにより返還する旨の申出を受けること。

第十一条の三の四中「法第八十条第一項」を「厚生年金保険法第四十四条第一項」に、「法第八十八条第一項」を「厚生年金保険法第五十条の二第一項」に改める。

第十一条の四第二項中「第六条第一項第一号から第七号まで」を「第六条第一項第一号から第七号まで」に、「附則第一条の二第三項」を「附則第一条の二第三項及び附則第一条の三」に改め、「市町村連合会を組織する組合」と」の下に「、施行規程第十二条の二中「主務省令」とあるのは「総務省令」と、「組合」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第十二条の三中「組合（指定都市職員共済組合等を除く。）」とあるのは「市町村連合会」と」を加える。

第十一条の五第二項中「第百二条の三第一号から第三号まで」を「第百二条の三第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十一条の七の二第一号及び第二号を次のように改める。

一　法第百四十四条の二十五の二並びに国民年金法第百八条第一項及び第二項並びに同法附則第八条の規定による資料の提供等に係る組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。次号及び第三号において同じ。）と厚生労働大臣、国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団の経由に係る事業

二　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条第一項第五号に規定する申請等に関する情報の提供等に係る組合と厚生労働大臣、国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団の経由に係る事業

第十一条の七の二中第三号及び第三号の二を削り、第三号の三を第三号とし、同条第六号中「第五十六条の八十九の九」を「第五十六条の八十九の十」に改め、同条第七号中「第五十六条の八十九の十」を「第五十六条の八十九の十一」に改める。

第十一条の八の見出しを「（厚生年金保険給付調整積立金の払込み）」に改め、同条第一項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「指定都市職員共済組合等」に、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に改め、同項の表中「令第十五条（令第二十条」を「法第二十四条（法第三十八条第一項」に、「積立金」を「厚生年金保険給付組合積立金」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第十一条の九を次のように改める。

（退職等年金給付調整積立金の払込み）

第十一条の九　組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会）は、退職等年金給付調整積立金に充てるため、毎事業年度、総務大臣の定めるところにより、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれの下欄に掲げる期日までに、地方公務員共済組合連合会に払い込まなければならない。

当該事業年度における法第百十三条第二項第三号に規定する掛金及び負担金の見込額に百分の五を乗じて得た金額（以下この条において「当該事業年度の掛金等の見込額の百分の五相当額」という。）の百分の十五に相当する金額	七月末日
当該事業年度の掛金等の見込額の百分の五相当額の百分の三十五に相当する金額	十月末日